

港区立港南中学校ＰＴＡ規約

第一章 総則

(名称)

第１条 本会は港区立港南中学校ＰＴＡ（以下、港南中学校ＰＴＡと称す）と称する。

(設立日)

第１条の２ 本会の設立日は、昭和 38 年 5 月 11 日とする。

(所在地)

第１条の３ 事務局を港区立港南中学校（以下、港南中学校と称す）東京都港区港南四丁目三番三号に置く。

(目的)

第２条 本会は、学校、家庭、地域社会の連携を促し、生徒の健全な成長と幸せな未来を育むことを目的とする。

第二章 会員および入退会

(会員)

第３条 本会は保護者と教職員を会員とする任意団体である。

２．（加入および退会）

港南中学校生徒の保護者は港南中学校ＰＴＡに加入するものとする。但し退会を希望する者は別に定める「退会届」を提出することによってできるものとする。

第三章 方針および活動

(方針)

第４条 本会は次に定める方針に従って活動する。

- (1) 学校の人事や管理に対する強制力を持たない。
- (2) 特定の政党や宗教との関係を持たない。
- (3) 営利を目的とした活動を行わない。

(活動)

第５条 本会は以下の機能を担う。

- (1) 生徒と学校の関わりを支援する。
- (2) 家庭と学校の関わりを支援する。
- (3) 地域社会と学校の関わりを支援する。

２．これらの機能は下記の活動により定義される。

- (1) ＰＴＡ行事の実施および協力。
- (2) 活動のための会議の開催とＰＴＡ活動内容の周知。
- (3) ＰＴＡ会費の適正な管理。
- (4) 同好会の設置や講演会・講習会などの開催。
- (5) 校外活動。
- (6) 広報活動。
- (7) 他港区立中学校ＰＴＡとの連携。
- (8) その他必要な諸活動。

第四章 組織

第６条 本会には会務運営のために部と委員会を設置する。なお設置・休止は、状況を踏まえて判断する。

- (1) 本部
- (2) 学級部
- (3) 文化部
- (4) 校外部
- (5) 広報部
- (6) 委員会

ア 会計監査委員会

イ 役員候補者推薦委員会

ウ 卒業対策委員会

エ 特別委員会

第五章 本部役員および活動

(役職および構成)

第７条 本部は次の役員で構成される。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名以上（内教職員 1 名）
- (3) 総務 3 名以上（内教職員 1 名）
- (4) 会計 3 名以上（内教職員 1 名）

(業務)

第８条 本部役員の業務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は次の業務を行う。
ア 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
イ 本会の準備・通知を行い、本部並びに関係者との連携を図る。
ウ 地域、行政等関係組織との連携を図る。
- (3) 総務は次の業務を行う。
ア 本会の定例会だより・総会資料の作成。

イ 本会の活動に関する記録並びに関係書類・データの保管。

ウ 本会の運営を円滑に行うための各種事務並びに本会が有する備品の管理。

(4) 会計は次の業務を行う。

ア 総会で決定した予算に基づいた収支管理。

イ 決算報告、予算案の作成。

ウ 現金の出納および帳簿の作成を含む経理業務。

(任期)

第９条 役員の任期は 1 年とする。

(1) 再任はこれを妨げない。

(2) 補欠として就任した本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 本部役員の兼任は認めない。

(選出)

第 10 条 本部役員は会員の推薦を受け、役員候補者推薦委員会で候補者として挙げられ、総会の承認を経て選出される。なお、教職員の選出は、学校に一任する。

第六章 部および活動

(構成および選出)

第 11 条 部の構成および選出については次のとおりとする。なお部長等は、状況を踏まえて判断する。

- (1) 部は学年ごとに選出された学級数以上の会員で構成されることを原則とする。ただし、学級部は学級ごとに 1 名以上ずつ選出された会員で構成される。
- (2) 部長は、部員の互選により 1 名以上選出する。
- (3) 副部長（教職員 1 名）の選出は、学校に一任する。

(任期)

第 12 条 各部に属する会員（部員）の任期は本部役員の任期に準ずる。

(部会)

第 13 条 部会は部長が随時召集し開催される。

(学級部の業務)

第 14 条 学級部は次の業務を行う。

- (1) 学級内の連絡・調整・交流に関する活動。
- (2) 行事への協力。

(文化部の業務)

第 15 条 文化部は次の業務を行う。

- (1) 講演会・講習会の企画運営。
- (2) その他文化・教養に関する活動。
- (3) 行事への協力。

(校外部の業務)

第 16 条 校外部は次の業務を行う。

- (1) 生徒の校外生活の安全に関する活動。
- (2) その他地域活動に関する活動。
- (3) 行事への協力。

(広報部の業務)

第 17 条 広報部は次の業務を行う。

- (1) 広報誌を発行すること。
- (2) その他広報活動一般に関する活動。
- (3) 行事への協力。

第七章 会計監査委員会

(会計監査委員会)

第 18 条 本会の会計を監査するために、会計監査委員を 2 名置く。

(業務)

第 19 条 会計監査を中学校の学期ごとに実施し、報告を行う。

(任期)

第 20 条 委員の任期は 1 年とする。

(選出)

第 21 条 委員の選出方法は本部役員選出方法に準ずる。

第八章 役員候補者推薦委員会

(役員候補者推薦委員会)

第 22 条 役員候補者推薦委員会は次年度の本部役員候補者を選出する。

(構成)

第 23 条 役員候補者推薦委員会は、学年ごとに若干名ずつ選出された委員で構成され、下記を選出する。

- (1) 委員長 1 名以上
- (2) 副委員長 1 名（教職員）

- (任期)
第24条 委員の任期は1年とする。
- (選出)
第25条 役員候補者推薦委員の選出については次のとおりとする。
- (1) 学年ごとの互選により若干名
 - (2) 定例会の互選により1名
 - (3) 教職員の互選により1名
 - (4) 役員候補者推薦委員は本部役員候補の対象とはならない。

第九章 卒業対策委員会

- (卒業対策委員会)
第26条 卒業対策委員会は、港南中学校を卒業する見込みの生徒の保護者等が、生徒の卒業に伴い実施する各種事業を円滑に進めることを目的とする。
- (事業)
第27条 卒業対策委員会は、次の事業を実施する。
- (1) 卒業記念アルバム作成に制作に関する業務
 - (2) 卒業を祝う会等に関する事業
 - (3) 記念品等の準備に関する事業
 - (4) その他卒業にあたり実施する事業
- (役員)
第28条 卒業対策委員会の役員は、次のとおりとし、役割等は卒業対策委員会会則に準ずる。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 書記 1名以上
 - (3) 会計 1名以上
- (経費)
第29条 卒業対策委員会の事業は、次の経費により実施する。
- (1) P T A会費
 - (2) 港区補助金
 - (3) その他

第十章 特別委員会

- (特別委員会)
第30条 必要のある場合は、定例会の決議により特別委員会を置くことができる。

第十一章 会議

- (会議)
第31条 本会の会議は次のとおりとする。
- (1) 総会
 - (2) 定例会
 - (3) 部会
 - (4) その他必要だと総会、定例会で認められた会議
- (総会)
第32条 総会は全会員で構成される本会最高の決定機関であり、次のとおりとする。
- (1) 総会は毎年度当初に開催する。
 - (2) 臨時総会は定例会が必要と認めた場合、もしくは会員の三分の一以上の要求があった場合に開催する。
- (総会の決議事項)
第33条 総会に付議する事項は次のとおりとする。
- (1) 港区立港南中学校P T A規約の改定
 - (2) 本部役員の承認
 - (3) 会計監査委員の承認
 - (4) 予算・決算の承認
 - (5) 重要な会務活動の承認
 - (6) 定例会で決定できない重要な事項
- (総会の定足数)
第34条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない場合は、委任状の提出により出席者の数に加える。
- (総会の決議)
第35条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て成立する。
- (定例会)
第36条 定例会は総会に次ぐ議決機関であり、会長の招集によって開催される。
2. 定例会は会員に公開される。
- (定例会の構成)
第37条 定例会の構成は次のとおりとする。

- (1) 本部役員
 - (2) 各部長
2. 議決権は副会長、総務、会計、および部長が持つ。
 3. 会長、議長の議決権はないものとする。
 4. 会員による代理出席はこれを認める。
- (定例会の審議、執行事項)
第38条 定例会は、総会に提出する議案の審議調整、総会の決議に基づく会務執行を行う。
- (定例会の定足数)
第39条 定例会は、定例会構成会員数の半数以上の出席を以て成立する。
- (定例会の決議)
第40条 定例会の決議は定例会議決権を持つ者の出席者の過半数を以て承認される。

第十二章 会計

- (収入)
第41条 本会の経費は、会費、その他の収入による。
- (資産の使途)
第42条 本会の資産は第2条の目的以外のことには使用してはならない。
- (会費)
第43条 本会の会費は、一世帯につき規定の額を徴収する。ただし、やむを得ない事情があり、会費の徴収が困難な場合には、本部はその旨を定例会に報告し、定例会ではその減免措置などについて協議し、決定する。
- (会計年度)
第44条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (予算)
第45条 予算は本部が原案を作成し、総会で報告され、承認を得なければならない。
- (決算)
第46条 決算は総会で報告され、承認を得なければならない。
- (規定)
第47条 第41条から第46条に定めるもののほか、会計に關して必要な事項は、港区立港南中学校P T A会計規程で定める。

第十三章 雑則

- (校長)
第48条 校長は本会が開催する全ての活動に出席して意見を述べるができるが、議決権を持たない。
- (顧問)
第49条 本会の会長・副会長経験者を顧問の候補とする。
2. 顧問は本人の同意を得た上で、総会で承認される。
 3. 本会が開催するすべての活動に出席して意見を述べるができる。
 4. 本会の決議事項における議決権を持たない。
- (相談役)
第50条 本会に相談役を置くことができる。
2. 相談役は顧問の中から会長の指名により選出される。
 3. 若干名とする。
 4. 本会の決議事項における議決権を持たない。
 5. 会長の指示により、本会の業務を支援する。
 6. 任期は本部役員の任期に準ずる。
- (慶弔規定)
第51条 本会の慶弔規程は別に定める。

附則

- (改正経過)
- | | |
|------------|------|
| 昭和38年5月11日 | 制定 |
| 昭和43年4月27日 | 一部改正 |
| 昭和45年4月25日 | 一部改正 |
| 昭和49年4月27日 | 一部改正 |
| 昭和51年3月23日 | 一部改正 |
| 昭和59年4月28日 | 一部改正 |
| 昭和60年4月27日 | 一部改正 |
| 昭和63年4月30日 | 一部改正 |
| 平成3年4月27日 | 一部改正 |
| 平成11年4月17日 | 一部改正 |
| 平成21年4月25日 | 一部改正 |
| 平成30年2月17日 | 一部改正 |
| 令和3年5月8日 | 一部改正 |
| 令和4年5月7日 | 一部改正 |